

令和6年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 議事録

日時 令和6年7月30日（火）午後2時から午後4時

場所 豊田市福祉センター介護予防室 他一部 ZOOM を活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】川上明子（愛知県司法書士会）、【副会長】松山剛久（愛知県弁護士会）、榎本康宏（豊田加茂医師会）、杉村龍也（愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院）、山地香代子（豊田市基幹包括支援センター）、工藤明人（愛知県社会福祉士会）、古巣道明（豊田消費生活センター）

欠席者（委員）※敬称略

阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）

オブザーバー ※敬称略

平井順也（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）、伊藤裕子（同裁判所書記官）
事務局（豊田市、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）

次第

- 1 開会・福祉部長 挨拶
- 2 委員委嘱・オブザーバー紹介
- 3 令和6年度の協議会の進め方について
- 4 議事
 - （1）豊田市における権利擁護支援に関する取組について（報告）
 - （2）次期計画の策定方針について（報告）
 - （3）次期計画（6年間）で取り組むべき課題について（協議）

議事録（要旨）○：委員発言、→：事務局発言

（1）豊田市における権利擁護支援に関する取組について（報告）

（事務局より説明）

OP6にあるその他の活動はバンク登録者の活動かそうでない人も含むのか。

→基礎課程修了時に、ボランティア登録や意思決定支援の案内をしている。

○くらし応援資金の活用について、柔軟に使えるようにしてほしい。

医療機関で発生した例として、身寄りがなく、意思がしっかりしているが、体が不自由で後見の対象にならない人の支払い等に関する事で困った。

予後が短い方で、家財処分等についての問題が発生した。業者に依頼すると40～50万円程度費用がかかるが、誰がお金をおろしに行くか等が問題になる。医療機関としてはコンプライアンス等の問題があり、医療機関だけでは対応が難しいため、第三者機関として公的なところで金銭管理ができるとよい。今後単身高齢者が増えていく中で、予後が短い人への対応というところで協力いただきたい。

また、P12 についてだが、ケアマネジャー等と病院の連携について年に一度企画してやっているが、そのアンケートの中で身寄りがない人への支援に困っているという回答が多くあったため、よりそい支援課に講師を依頼した。レシピ集について多くの人に知ってもらいたい。

→権利擁護支援基金の立ち上げが完了したら、金銭管理支援事業もしくは身寄りがない人への支援として実施していく。スキームの検討をし、次回報告する。

○レシピ集の死後事務について整理を行っていると思うが、本日時点でどのようなレシピ集なのか頭出しできるのであれば報告してほしい。

→なくなるかもしれない段階から亡くなった後の対応についての流れを記載している。亡くなった時のイメージをして、本人の心配事の聞き取りや亡くなる前からの情報収集ができるように作成している。

個人情報部分の法的な裏付け、金銭管理の法的な整理、行政の動きを整理。

○レシピ集は誰を対象に周知なのか。

→支援者向けで、豊田市の現状を表している。市民の方の目にも触れるように、市 HP にもアップしていく。

○私もレシピ集を作成する側として参加していたが、多くの人に知ってもらうことで、事前に準備ができているため、内容の表現についても、市民の方に対して分かりやすいようにしている。

○現在実働している市民後見人から活動等に関する感想などはセンターは聞いているのか。また、家庭裁判所として、市民後見人に関する感想等は何があるか。

→市民後見人もやりがいを感じており、本来の業務（契約や金銭管理）以上に親身になって動いてくれている。また、受任に適さない人も、フォローアップ研修等を毎年楽しみにしている。

○市民後見人に関しては、センターのバックアップ体制が整っているとの認識であり、現段階で問題はない。

（２）次期計画の策定方針について（報告）

（事務局より説明）

特に意見なし

（３）次期計画の策定方針について（報告）

（事務局より説明）

○東三河後見支援センターでは、家庭裁判所から法人後見という形で N P O 法人が受任し、その事務をセンターが養成した市民後見支援員が行っている。

118 人が法人後見を受任しており、そのうちの 24 人に対して市民後見人支援員がついている。

○司法書士も受任がいっぱいいっぱいの状態。市民後見人のリレーをしても、市民後見人が足りなくなる可能性が高い。市民後見人の流動的な活躍の展開はあるか。

→複数後見から希望に応じて、センターが監督人になるという仕組みになっている。
今後、需要と供給のバランスが崩れることが予想されるため、専門職の方からの意見も踏まえて今後検討していきたい。

○弁護士の受任案件としては、法的課題や虐待案件、本人のキャラクターが難しい方などがある。

そのような案件に関しては市民後見人へのリレーは難しいが、法的課題のあるケースについては、解決したらリレーするなどを前提に受任を増やすといいかもしれない。

○市民後見支援員は身上保護などを行い、課題があれば専門職にアドバイスをもらいながらその人の権利擁護支援を行っている

○専門職が増えない理由としては、受任後の事務等で時間を取られることが大きい。特に金融機関の事務に時間を取られる。

○以前から専門職の受け手不足という課題はあり、その解決策として受け皿を増やすということがある。受任する前提として、課題が解決出来たらリレーすることも案としてあげれる。

→市民後見人が1人に対して1人でやっているが、複数人受けることもけんとうしていいのでは。

→当初は負担等を考慮し、1人に対して1人としていたが、メリットデメリットを検討して複数人受任などに変更してもいいと思う。

○個別の事案に応じて担当する裁判官が判断することになるが、1人で複数の案件を受任することについては、市民後見人が複数の案件を担当しても問題なく職務を行うことができる見込みがあれば検討させていただくことになる。市民後見人の複数選任については、その必要性・相当性等の点から検討させていただくことになる。

→市民後見人の複数人受任については、アンケート等を取りつつ、今後報告ができればと思う。また、受任調整の在り方についても今後検討していきたい。

○身寄りを頼ることのできない方への支援でいうと、支援者都合にならないことが難しく、支援者間の連携は大切になってくる。ただ、金銭管理については優先的に取り組んでもらいたい。

身寄りなしで対応した後に、身寄りを発見することがあるが、亡くなる前に他市への戸籍等照会がかけれるようにならないのか。

→親族調査を行う根拠法令として、後見申立、墓地埋葬法しかないため、どちらかに関係しなければ現状できない。

○ひとり暮らし高齢者等登録制度を呼び掛けて、判断能力があるうちに高齢者の緊急連絡先や病気等、本人の希望等を把握することをしている。

また、病院とも連携をしており、退院時の会議に出席したり、在宅支援等も行っている。

○退院時には施設に入るにしろ、在宅にしろ身元保証の問題が発生することが多い。

高齢者サポートガイドラインができたが、その内容に合わせて対応すると紹介するところが限られる。紹介する側としては責任も生じるため、なるべく公的な機関ができるといい。

○ひとり暮らし高齢者等登録の情報の中で金銭状況等の心配事も事前に把握しておけるといいと思う。

→現在検討段階だが、判断能力がなければ成年後見制度で対応、あれば身寄り問題として日常生活支援や入院入所、死後事務支援をしていくことを考えている。

身元保証問題として一番重要視されているのが、金銭管理や支払いの担保や緊急連絡先である。生活困窮者の生活を担保していくために権利擁護基金を利用していきたい。市や社協だけでは担いきれないため、多機関連携で仕組みを作るために今後ともご協力いただきたい。

【参考】その他意見

○現在実際に活動されている後見人の方にアンケートをとるなどして、実際の現場で感じる問題点や課題を視覚化できるとよい。

医師会ではウェルビーイングの思想のもと活動しており、支援者のウェルビーイングにも重きを置いている。行政側から医師会に期待することなどあればご意見いただきたい。

○専門職の受け手不足という課題に関して、ケースによっては「専門職後見人と市民後見人が選任、被後見人の生活が安定したら専門職が辞任し市民後見人のみの支援とすること」が可能であれば、1つの方法だと考える。

ひとり暮らし高齢者等登録は任意であるため、地域包括支援センターから広めていく必要がある。また、判断能力がある時に私のノートに「希望」を記録しておくことは、自分の意思を伝える資料になるため、地域包括支援センターから、ひとり暮らし高齢者等登録者や身寄りを頼ることができない方等に記入を呼び掛けていきたい。